

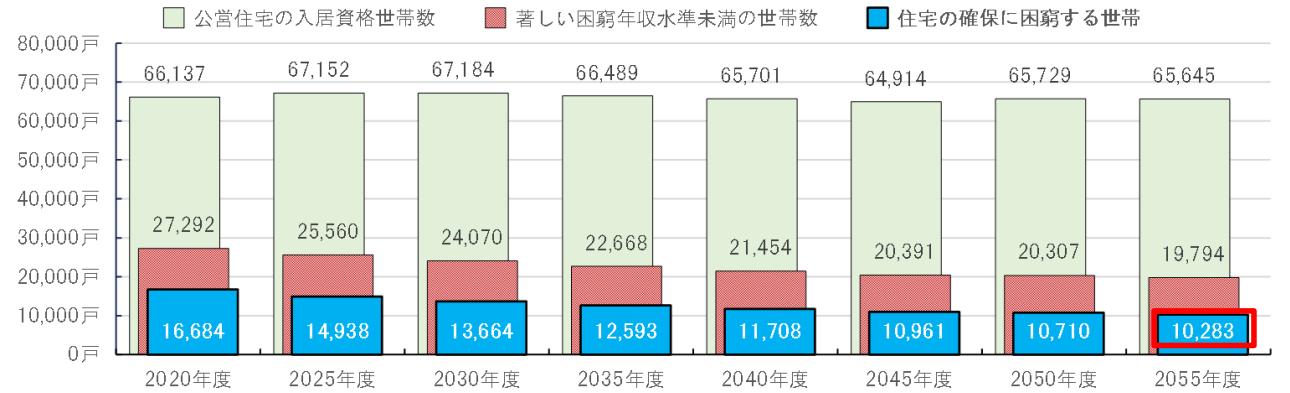
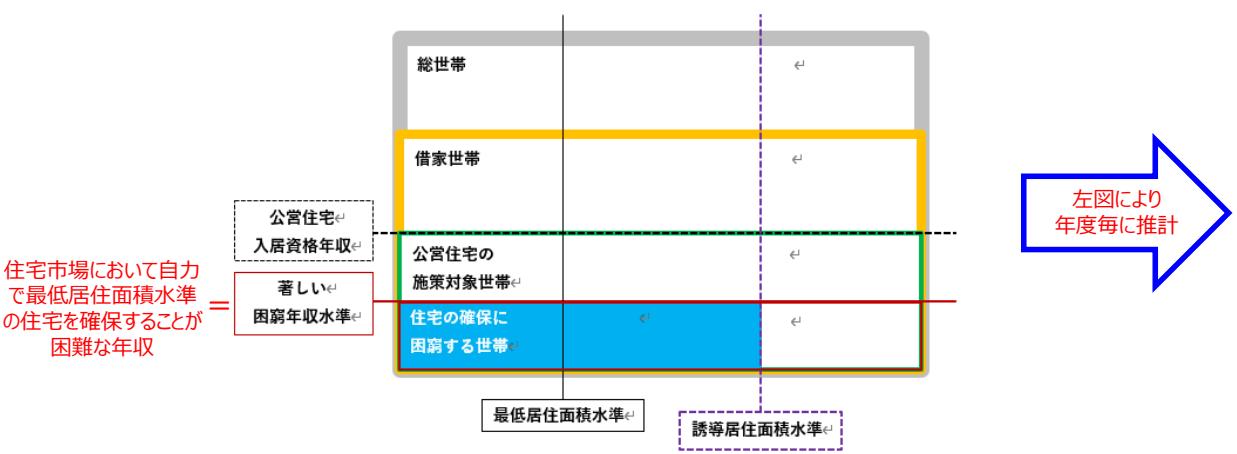
1. 改定の背景

2012年に今後大量に更新時期を迎える市営住宅を効率的・効果的な維持管理を行うことを目的に「熊本市市営住宅長寿命化計画」を策定し、その後、2019年に熊本市公共施設総合管理計画との整合を図り、2055年度までに市営住宅の管理戸数を20%削減を目標とする改定を行った。
 今回の改定では、人口減少社会を迎えた現在において、真に公的な住宅支援が必要となる世帯に対して市営住宅を提供すべく、新たに改定された国の「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を用いて住宅の確保に困窮する世帯を推計し、2055年に向けて市営住宅の適正な管理戸数を整備するために、各団地毎の具体的なあり方を示した。

2. 将来を見据えた市営住宅の管理戸数の適正化

住宅の確保に困窮する世帯の推計

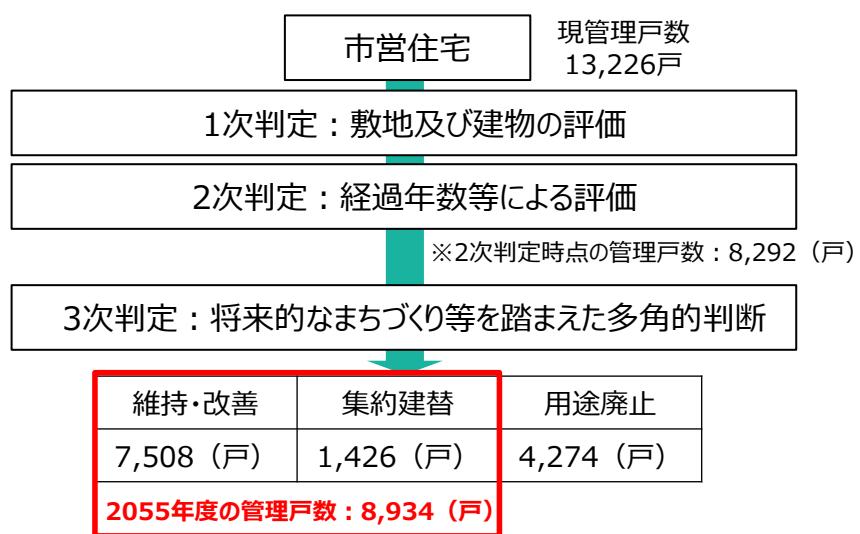
公営住宅法より、最低居住面積水準の住宅を住宅市場において自力で確保することが困難な年収である世帯、且つ、熊本市では将来の多様な生活スタイルを想定し、豊かな住生活の実現を前提とした誘導居住面積水準を満足しない住宅に居住できない世帯を「住宅の確保に困窮する世帯」として定義し、将来の住宅の確保に困窮する世帯を推計した。



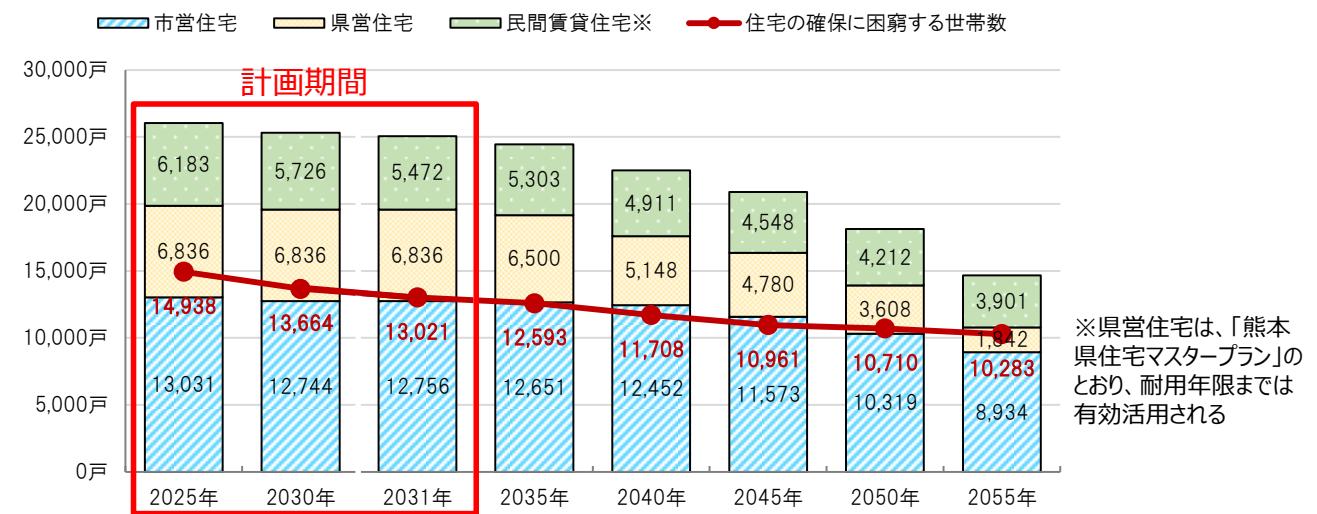
公的な支援が必要だと想定される世帯 ⇒ 2055年度時点で**10,283世帯**と推計

2055年度までの市営住宅の適正管理戸数

上記、住宅の確保に困窮する世帯の推計を対して、将来の市営住宅の適正管理戸数を算出し、既存市営住宅の方向性を示す。



左図により2055年度に向けて順次市営住宅を適正化



上図のように、住宅の確保に困窮する世帯に対し、公営住宅（県営+市営）及び公営住宅を補完する低廉な家賃の民間賃貸住宅で支援していく。